

東日本大震災への10年間の対応と 今後の取組

国土交通省
令和3年3月9日

目次

1. インフラの復旧・復興（概要） ……P2	1-1. 道路 ……P7
	1-2. 鉄道 ……P8
	（参考）JR常磐線 ……P9
	（参考）JR気仙沼線BRT専用大型自動運転バスの製作及び走行試験 ……P10
	1-3. 海岸 ……P11
	1-4. 港湾 ……P12
	（参考）造船業の復旧・復興 ……P13
<hr/>	
2. 住宅再建・復興まちづくり（概要） ……P3	2-1. 災害公営住宅 ……P14
	2-2. 民間住宅の自力再建 ……P15
	2-3. 防災集団移転促進事業、土地区画整理事業 ……P16
	（参考）住まいの復興工程表について ……P17
	2-4. 福島復興再生拠点整備事業 ……P18
	2-5. 市街地再開発事業等 ……P19
	2-6. 国営追悼・祈念施設 ……P20
	2-7. 用地取得の迅速化、施工確保対策 ……P21
	2-8. 復興の姿の記録と発信・伝承（地図、空中写真等整備事業） ……P22
	2-9. 地域公共交通確保維持改善事業 ……P23
	2-10. 福島ロボットテストフィールド ……P24
<hr/>	
3. 観光の振興（概要） ……P4	（参考）東北地方における延べ外国人宿泊者数 ……P25
	（参考）東北観光復興対策交付金 ……P26
	（参考）東北デスティネーション・キャンペーン ……P27
	（参考）福島県における観光関連復興支援事業 ……P28
<hr/>	
（参考）「復興・創生期間」後における ……P5	
東日本大震災からの復興の基本方針	（参考）公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況 ……P29
改定案の概要	（参考）帰還困難区域の復興 ……P30

1. インフラの復旧・復興（概要）

- 生活に密着した基幹インフラの復旧・復興に取り組み、地震・津波被災地域における整備は令和2年度末までに概ね完了。
- 引き続き、残る基幹インフラ事業の早期完了に向けて着実に事業を推進。

復興の現状

（道路）

- 国土交通省が中心となって整備を進めている復興道路・復興支援道路（550km）は令和3年内に全線が開通する予定
- 三陸沿岸道路では仙台～宮古が開通済み
- 常磐道では4車線化を順次実施

（鉄道）

- JR常磐線の全線運転再開により、被災した鉄道は全て復旧



JR常磐線 浪江～富岡

（海岸）

- 被災した海岸の復旧・復興事業は、621地区海岸のうち485地区海岸（78%）で完成

※令和3年1月末時点

（港湾）

- 主要な港湾施設の復旧は平成29年度で完了
- 被災地域の経済を支える物流拠点の形成等に必要な港湾施設の整備を実施



三陸沿岸道路 気仙沼港～唐桑半島
気仙沼湾横断橋



小名浜港 国際パルクターミナル

第2期復興・創生期間における取組

- 残る基幹インフラ事業の早期完了に向けて、着実に事業を推進
- 常磐道の全線4車線化に向けた取組を推進
- 港湾施設の整備を行い、港湾の機能強化や利便性向上に取り組む

三陸沿岸道路
田野畑南～尾肝要
新思惟大橋
（令和3年1月時点）



2. 住宅再建・復興まちづくり（概要）

- 住宅再建のため災害公営住宅・民間住宅等用宅地の整備を進め、令和2年までに概ね完了。
- 福島の帰還困難区域等において、復興・再生の拠点となる市街地の整備を支援。
- まちのにぎわいの創出、新たなまちでの交通網の形成等を進める。

復興の現状

- 令和2年12月までに、災害公営住宅（原発避難者向け及び帰還者向けを除く）及び民間住宅等用宅地の整備が完了
- 福島の帰還困難区域等において、復興・再生の拠点となる市街地の整備を支援（双葉町2地区、大熊町2地区）
- 国営追悼・祈念施設の建築土木工事等を実施し、岩手県・宮城県の施設については令和3年3月中に整備完了予定
- 被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を特例的に支援（岩手県、宮城県、福島県）



災害公営住宅整備（宮城県名取市）



防災集団移転促進事業
（岩手県宮古市田老地区）



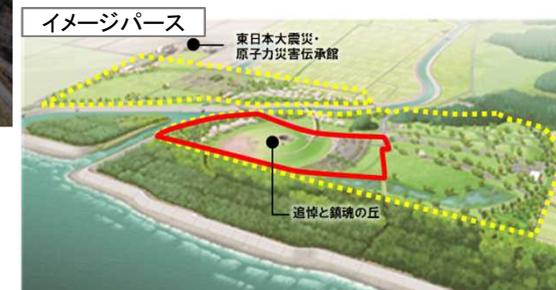
岩手県における国営追悼・祈念施設
（陸前高田市）

第2期復興・創生期間における取組

- 原発避難者向け、帰還者向け災害公営住宅の整備を支援
- 家賃低廉化等に係る費用への支援を引き続き実施
- 土地の有効活用に向けた自治体の取組を、復興庁と連携して支援
- 福島の復興・再生の拠点となる市街地の整備について、今後事業化される地区も含め、引き続き事業を着実に推進
- 福島県の国営追悼・祈念施設について、令和7年度内の完成を目指し整備を推進
- 被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を引き続き支援



福島復興再生拠点整備事業
（双葉町 双葉駅西側地区）

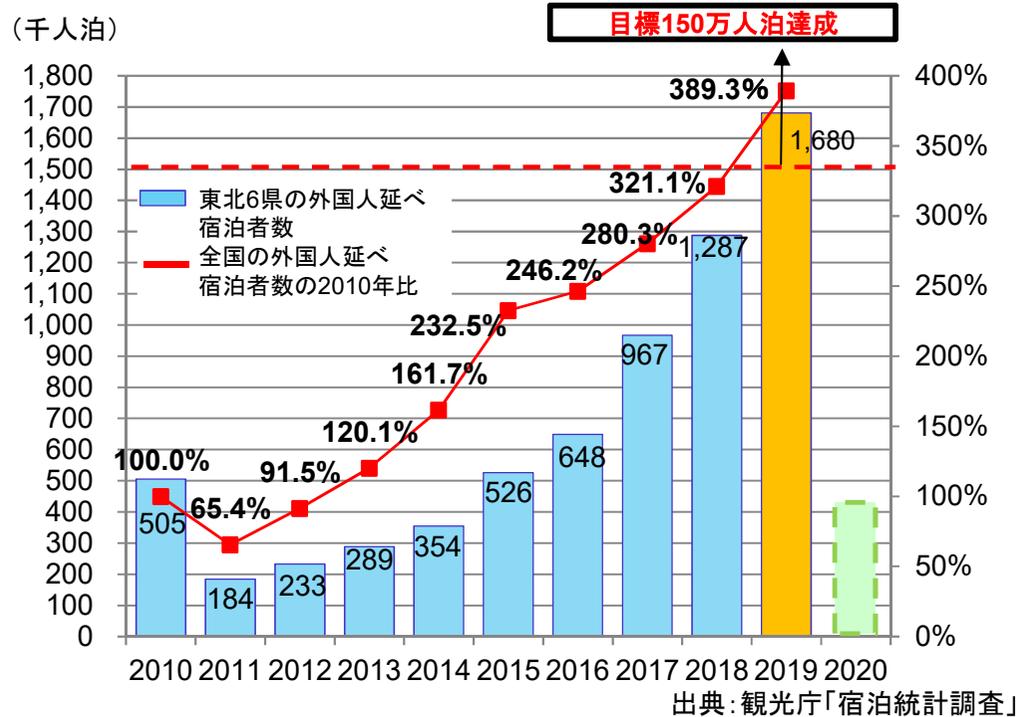


福島県における国営追悼・祈念施設
（浪江町）

3. 観光の振興（概要）

- 被災地含む東北6県の観光復興のため、観光地域づくりの支援や訪日プロモーションを実施。
- 2019年の東北6県の外国人宿泊者数は震災前の約3倍の約168万人泊であり、「2020年までに150万人泊」の目標値を上回ったが、新型コロナウイルスの影響を受けて2020年の東北6県の外国人宿泊者数は約40万人泊となった。

【東北6県における外国人宿泊者数(2010年比)】



復興10年間の取組

- 滞在コンテンツ充実・強化等に取り組み、インバウンド受入れ能力が向上
- 東北に特化した海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとしてJNTOによる集中的な訪日プロモーションを実施
- 国内プロモーション、教育旅行再生に取り組み、福島県における観光復興を促進



地域のコンテンツを生かした旅行商品を造成



メディアを活用した情報配信や旅行会社等との共同プロモーション



「花」「温泉」「日本酒」の観光資源をブランド化しPR

第2期復興・創生期間における取組

- オリパラを機に東北の魅力を世界へ発信。
- 福島県における観光復興を促進するため、滞在コンテンツの充実・強化、受入環境の整備、プロモーションの強化等を引き続き支援。



「相馬野馬追」といった地元の祭り等をわかりやすく紹介できる通訳案内士を育成し、外国人向けツアーの満足度を向上

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」改定案の概要

令和元年12月に閣議決定した「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」について、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、名称を「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」とした上で、所要の改正を行う。

改定後の主な内容 【今回の主な改定事項(下線部)を中心に記載】

地震・津波被災地域

○ 被災者支援

(心のケア、コミュニティ形成、子どもへの支援等)

被災者が直面する課題は様々であり、社会情勢も変化する中、引き続き、事業の進捗に応じた支援を継続。

○ 住まいとまちの復興

➤ 災害公営住宅の家賃低廉化・特別家賃低減事業

復興交付金廃止に伴い、別の補助事業により支援。
補助率嵩上げと特別家賃低減事業を災害公営住宅の管理開始後10年間継続。

➤ 沿岸被災地の造成宅地及び移転元地等の活用

造成宅地や移転元地等の活用について、計画から活用まで、地域の個別課題にきめ細かく対応して支援。
これにより、政府全体の施策の総合的な活用を図り、被災地方公共団体の取組を後押し。

○ 産業・生業の再生

➤ 東日本大震災事業者再生支援機構等による支援

販路開拓等の課題解決に向けたサービス提供を強化し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生を支援。

※原子力災害による被害を受けた事業者についても支援

➤ 水産業の支援

被災地の中核産業である水産業について、漁場のがれき撤去等による水揚げ回復、水産加工業における販路回復・開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援。

○ 地方創生との連携強化

人口減少等の中長期的な課題に対応するため、地方創生等の政府全体の施策の総合的な活用が重要。
復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化。

※避難指示解除地域の復興・再生に向けても連携

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」改定案の概要

改定後の主な内容

【今回の主な改定事項(下線部)を中心に記載】

原子力災害被災地域

○ 事故収束(廃炉・汚染水対策)

ALPS処理水について、先送りできない課題であり、政府として責任を持って、風評対策も含め、適切なタイミングで結論。

○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

➤ 避難指示解除地域における移住等の促進

帰還促進と併せ、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等のため、交付金により地方公共団体や移住・起業する個人を支援。

➤ 避難指示解除等区域の復興に資するインフラ整備

社会資本整備総合交付金(復興枠)による総合的・一体的な社会資本整備の支援を継続。

➤ 帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組

特定復興再生拠点区域について、目標期間内の避難指示解除に向け、進捗管理を行いつつ、引き続き整備。
同拠点区域外について、各地方公共団体の課題・要望等を丁寧に伺いながら方針の検討を加速化。

○ 国際教育研究拠点の整備

福島創造的復興に不可欠な研究及び人材育成、産業競争力強化や世界にも共通する課題解決に貢献する観点から、「創造的復興の中核拠点」として新設。
復興推進会議決定に基づき推進。

○ 営農再開の加速化

福島特措法による特例措置等を活用した農地の利用集積、生産・加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出を支援。

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

被災地全体の農林水産や観光等における風評払拭に向け、引き続き国内外への情報発信を推進。
食品等に関する出荷規制等について、知見やデータの蓄積を踏まえ、科学的・合理的な見地から検証。
検証結果等について、分かりやすく情報発信。

※ 福島県のみならず規制の残る地域全体を対象

事業規模と財源

平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模と財源は、32.9兆円程度。

組織

- ・復興庁の設置期間は令和13年3月31日まで延長。
- ・岩手・宮城の復興局の位置を釜石市・石巻市に変更。
- ・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有。

1-1. 道路

○被災地復興のリーディングプロジェクトとして、復興まちづくりを支援するため、復興道路・復興支援道路の早期整備を推進。

○復興の加速化を支援するため常磐自動車道の一部4車線化や追加ICの整備を実施。

復興10年間の取組

○復興道路・復興支援道路

令和3年内に全線開通予定
(令和3年3月9日時点 進捗状況)

- ・三陸沿岸道路 312km / 359km 供用済
- ・宮古盛岡横断道路 45km / 66km 供用済
- ・東北横断自動車道 80km / 80km 供用済
- ・東北中央自動車道 36km / 45km 供用済

○常磐自動車道

- ・平成27年3月1日全線開通
- ・山元～岩沼(14km)4車線化 令和3年3月6日完成
- ・広野～山元 計13.5kmに付加車線設置 令和2年度内完成
- ・いわき中央～広野(27km)4車線化 令和2年度内概成
- ・追加IC(大熊IC、常磐双葉IC)開通

○その他、直轄国道の復旧を実施

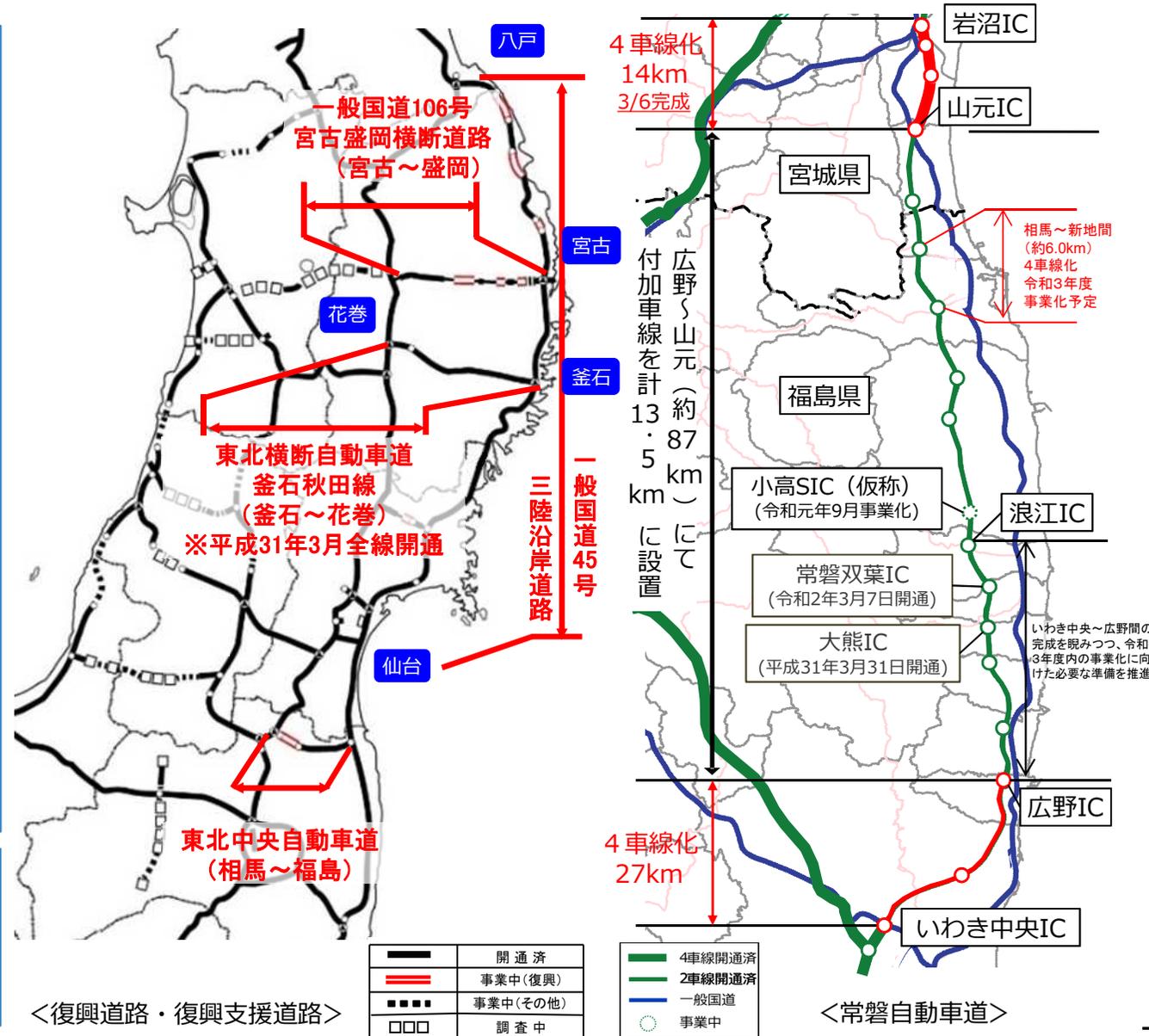
<主な整備効果>

- ・観光振興
- ・物流の効率化
- ・医療支援
- ・地域産業の振興を支援

第2期復興・創生期間における取組

○残る区間について着実に事業を推進

○常磐道全線4車線化に向けた取組、小高SICの整備



1-2. 鉄道

○ 多くの鉄道が被災・運行休止を余儀なくされたが、令和2年3月14日のJR常磐線全線開通により、震災で被災した鉄道は、BRTによる復旧を含め全て復旧。

JR山田線

JR東日本から三陸鉄道へ運営移管の上、運転再開

- JR東日本から地元自治体等に対するJR山田線の三陸鉄道への運営移管の提案について、平成27年2月に合意。
- 平成27年3月より復旧工事に着手、平成31年3月23日に三陸鉄道リアス線として運転再開。

JR大船渡線 JR気仙沼線

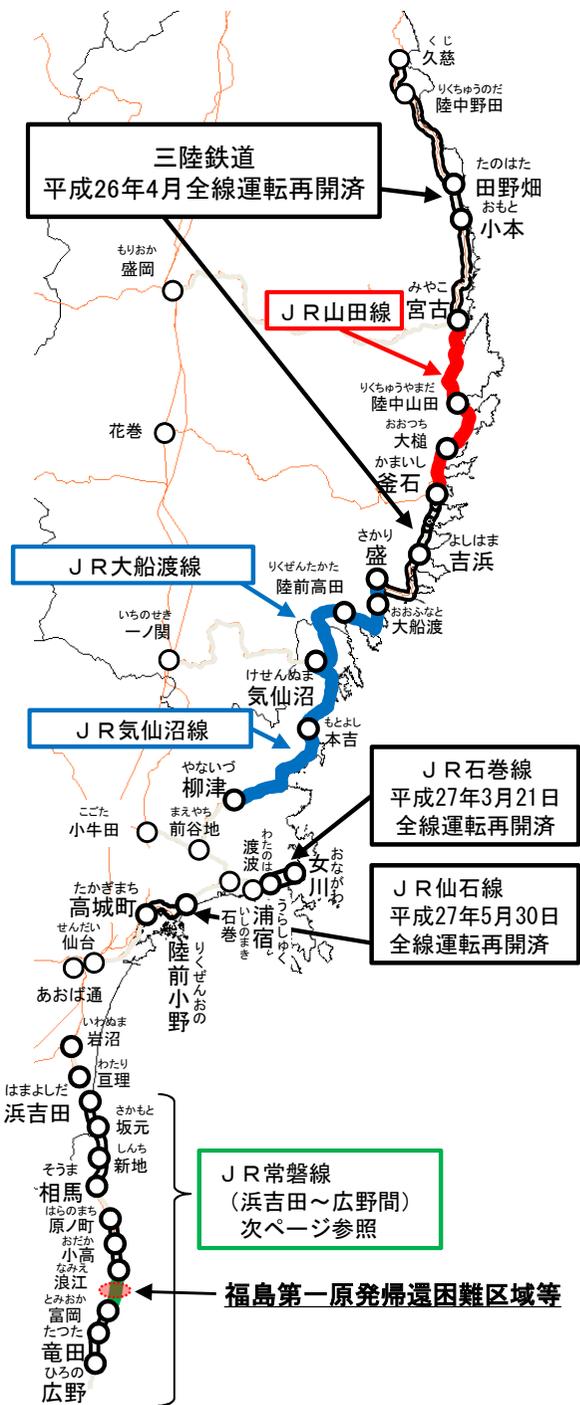
BRTによる本格復旧

- 気仙沼線は平成24年8月に地元バス会社によるBRTの運行（平成24年12月からはJR東日本による運行）を開始。
- 大船渡線は平成25年3月にJR東日本によるBRTの運行を開始。
- 沿線首長会議等を通じて、大船渡線は平成27年12月、気仙沼線は平成28年3月にBRTによる本格復旧で合意。

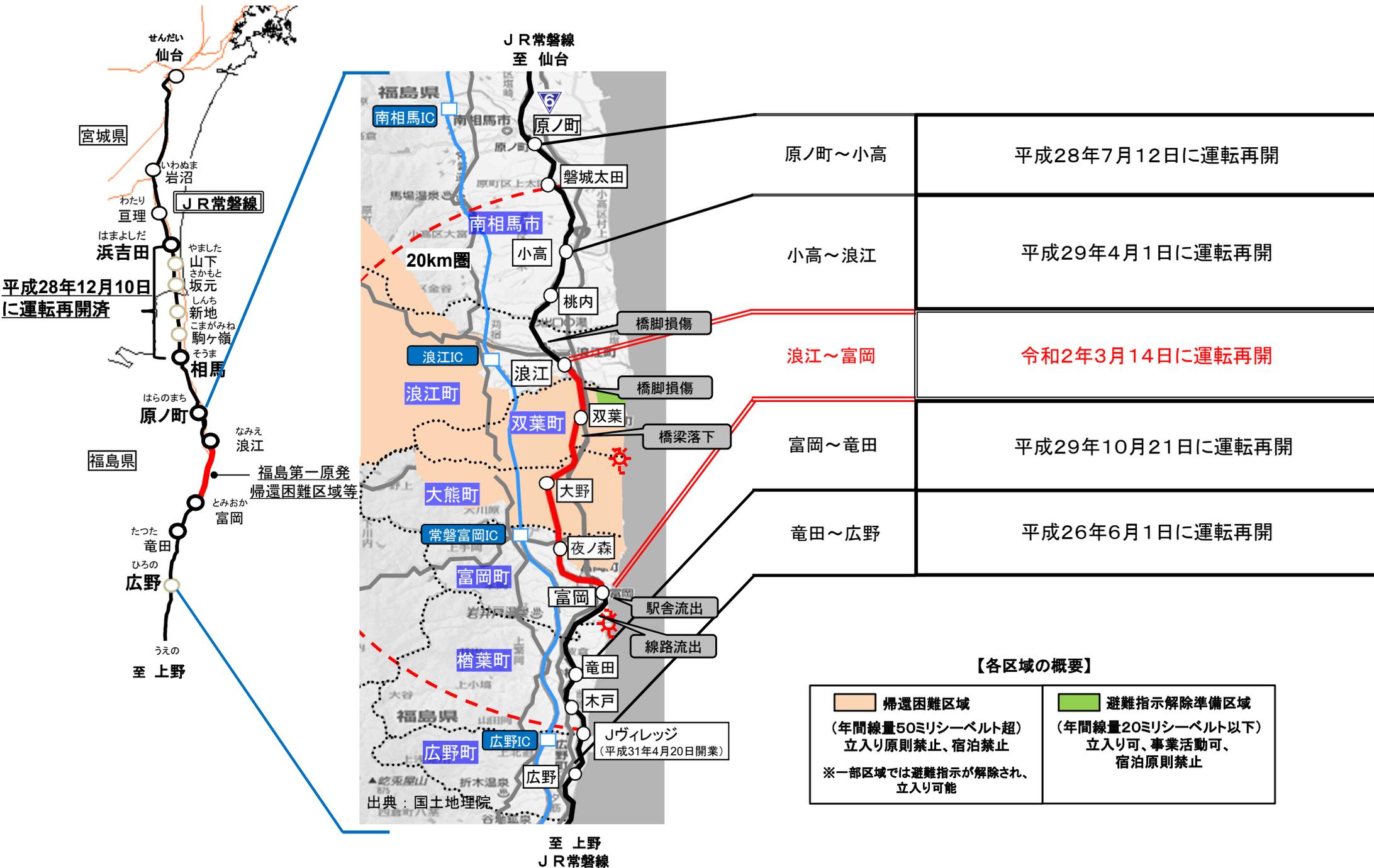
JR常磐線

令和2年3月に全線開通

- 浪江～富岡間：令和2年3月14日に運転再開



(参考) JR常磐線



(参考) JR気仙沼線BRT専用大型自動運転バスの製作及び走行試験 国土交通省

○ 次世代の公共交通を支える交通手段として、BRT専用大型自動運転バスを製作。
BRT区間での自動運転の実用化に向けて走行試験を実施 ➡ **自動運転レベル3認証取得を目指す**

自動運転レベル3：条件付自動運転(システムが全ての運転タスクを実施するが、システムの介入要求等に対してドライバーが適切に対応することが必要)

- 実施期間:
令和3年1月18日
～令和3年3月15日
- 走行区間:
気仙沼線BRT柳津駅
～陸前横山駅
(宮城県登米市 4.8km)
- 参画:
東日本旅客鉄道(株)、
先進モビリティ(株)、
愛知製鋼(株)、BOLDLY
(株)、京セラ(株)、
ソフトバンク(株)等



※走行試験期間中、BRTの営業便については、柳津～陸前戸倉間において並走する一般道へ迂回運行します。



自動運転走行中

東日本旅客鉄道(株)プレス発表資料より抜粋

1-3. 海岸

- 被災した海岸の復旧・復興事業621地区海岸のうち、485地区海岸（78%）で完成。建設中の136地区海岸においても事業は着実に進展している（令和3年1月末時点）。

復興10年間の取組

- 直轄事業を含む仙台湾南部海岸では、復旧・復興を支える上で不可欠な仙台空港等重要施設の前面の区間等、約40km※の全てについて平成29年3月末で事業完了。

※国土交通省及び農林水産省所管海岸



山元海岸（宮城県山元町）



仙台海岸（宮城県仙台市）

- 海岸管理者である県などは、地元に対する説明会等により合意形成を図りながら、順次、工事を完成させている。



宮古港海岸（岩手県宮古市）



双葉中浜地区海岸（福島県双葉町）

海岸保全施設の完成状況

第2期復興・創生期間における取組

- 事業主体となる県などの海岸管理者に対し引き続き支援を行い、事業の着実な進捗を図る。
- 津波防災地域づくり法に基づくソフト対策等、沿岸地域の復興・創生に寄与する取組の進捗を図る。

海岸の復旧・復興事業の進捗状況（令和3年1月末時点）

完 成	485地区海岸（78%） [238地区海岸（86%）]
建 設 中	136地区海岸（22%） [38地区海岸（14%）]
合 計	621地区海岸 [276地区海岸]

※国土交通省及び農林水産省所管海岸における復旧・復興箇所の合計（[]書きは国交省所管分）
※県からの聞き取りによる

1-4. 港湾

- 主要な港湾施設の復旧は平成29年度で完了。
- 国際フィーダー定期航路開設、湾口防波堤の復旧や港湾背後の道路ネットワーク、コンテナターミナルの整備進捗等により安全性・利便性が向上し、港湾の利用企業やコンテナ貨物取扱量が増加。
- 被災地域の経済を支える物流拠点、エネルギー輸入拠点の形成等に向け、岸壁・防波堤等の整備を推進。

復興10年間の取組

【復旧】

○復旧工程計画に定められた131施設について、平成29年度末の釜石港湾口防波堤、相馬港沖防波堤の完了により、すべて復旧完了。

【復興】

○東北被災4県※17港※2において、東日本大震災からの早期復興・再生を図るため、被災地域の経済を支える物流拠点の形成等に必要な港湾施設の整備を実施。

※1 青森県、岩手県、宮城県、福島県

※2 八戸港、久慈港、宮古港、大船渡港、仙台塩釜港、相馬港、小名浜港

○八戸港では、LNG需要の増加や北海道へのエネルギー供給に対応するため、LNG輸入ターミナルの整備を行い、平成27年4月に供用を開始した。

○仙台塩釜港では、被災地域の経済を支える物流拠点として、国際物流ターミナルの整備を行い、平成29年12月に供用を開始したほか、コンテナターミナルの整備を進め、令和元年のコンテナ取扱貨物量は過去最高を更新した。

○小名浜港では、東北地域や首都圏への電力供給等に対応するための石炭供給拠点として、大型石炭運搬船に対応した港湾施設の整備を行い、国際バルクターミナルが令和2年10月に供用を開始した。



復旧が完了した湾口防波堤

釜石港



令和元年のコンテナ取扱貨物量は過去最高を更新

仙台塩釜港(仙台港区)



LNG運搬船が接岸するLNG輸入ターミナル

八戸港



令和2年10月に供用を開始した国際バルクターミナル

小名浜港

第2期復興・創生期間における取組

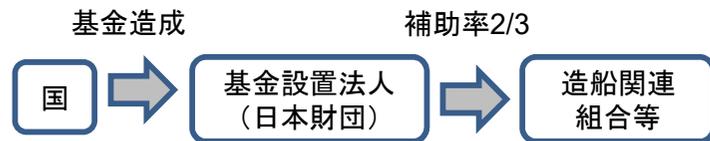
- 被災地域の経済を支える物流拠点の形成等に必要な港湾施設の整備を行い、港湾の機能強化や利便性向上に取り組む。
(八戸港における港内航路・泊地の必要水深確保、仙台塩釜港におけるコンテナターミナル拡張 等)

(参考) 造船業の復旧・復興

- 東北の造船業は、漁船等の建造・修理を通じ、地域の基幹産業である水産業及び地域経済・雇用を支える重要な産業。
- 震災により被災し、津波や地盤沈下によって自主的な復興が困難であった中小造船事業者等に対する本格的な復興支援制度として、「造船業等復興支援事業費補助金」を平成25年度に創設。
- 19事業者による8件の集約化事業を支援し、いずれも事業完了。

造船業等復興支援事業の実施状況

主として漁船の建造・修繕を行う中小造船事業者・関連事業者が集約化等を行い、新たに整備する共用施設・設備に対して、事業費の2/3を補助

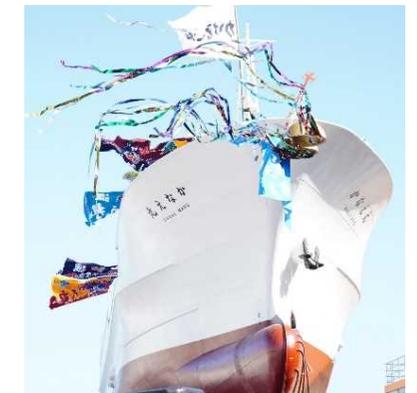


新造船工場全景(南三陸町)



操業を開始した新船台(大船渡市)

地区	補助事業者	進捗状況
大船渡市	合同会社大船渡ドックケミカル	H29.7完了
大船渡市	合同会社コーシンケミカル	H28.2完了
気仙沼市	株式会社みらい造船	R1.9完了
南三陸町	株式会社南三陸造船鉄工所	H29.1完了
石巻市	マリン遠山合同会社	H27.10完了
石巻市	佐藤造船所・及川電機合同会社	H29.8完了
石巻市	株式会社鈴木造船所	H29.9完了
石巻市	株式会社聖人堀鉄工所	H29.7完了



本事業最大のプロジェクト・(株)みらい造船(気仙沼市)

※ 移転集約化した新工場に、国内3例目となる最新鋭設備の「シップリフト」(船舶昇降機)を備える。

2-1. 災害公営住宅

- 地震・津波被災者向けの災害公営住宅は、計画された戸数が整備完了。
- 引き続き、原発避難者向け、帰還者向け災害公営住宅の整備を支援。

復興10年間の取組

○災害公営住宅の整備等

- ・岩手県、宮城県、福島県において、令和2年12月末までに29,653戸の整備を完了。
(岩手県:5,833戸 宮城県:15,823戸 福島県:7,997戸)
- ・整備及び家賃低廉化等に係る費用に対する支援を実施。
- ・入居者資格の特例や譲渡処分要件の緩和に係る措置を実施。

○都市再生機構(UR)による現地支援体制の確保

- ・岩手県、宮城県、福島県の被災自治体からの要請を受け、令和2年12月末までに5,932戸の整備を完了。
(岩手県:1,197戸 宮城県:3,926戸 福島県:809戸)



岩手県盛岡市



岩手県大槌町



宮城県名取市



福島県桑折町

第2期復興・創生期間における取組

- 引き続き、原発避難者向け、帰還者向け災害公営住宅の整備を支援。
- 家賃低廉化等に係る費用への支援を実施。
- 復興庁と連携し、自治体に対し、災害公営住宅の管理・運営上の支援を実施。

2-2. 民間住宅の自力再建

- 防災集団移転促進事業等による自力再建の支援が完了。
- 引き続き、第2期復興・創生期間においても災害復興住宅融資等による支援を継続。

復興10年間の取組

防災集団移転促進事業等における再建支援

○防災集団移転促進事業では造成した団地における移転者の住宅再建を促進するため以下の取組を実施

- ・住宅建設・土地購入のための借入金に係る利子相当額の補助(※)
- ・住居の移転費用の補助(※)
- ・宅地を借地として提供することによる初期費用の低減

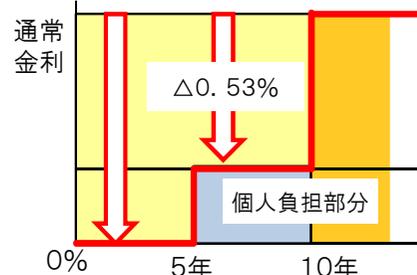
※がけ地近接等危険住宅移転事業において同様の支援をしている。



住宅金融支援機構(JHF)による災害復興住宅融資

- 被害を受けた住宅等の再建等を図ろうとする者に、災害復興住宅融資について融資金利の引下げ等を実施
- 自治体と地域の建設事業者や住宅金融支援機構が連携し、被災者からの住宅再建の具体化に向けた相談への対応を強化
- 自治体と連携し、防災集団移転事業等により造成された宅地の分筆登記前に融資金を交付することで住宅着工の早期化を支援

災害復興住宅融資(建設・購入)
基本融資額の融資金利引下げのイメージ



災害復興住宅融資の申請戸数(累計)

(単位: 戸)

年度	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末
申請戸数	5,294	10,330	14,110	16,834	18,921
年度	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度
申請戸数	20,703	21,819	22,655	23,243	23,618

※令和2年12月末時点

被災者・工務店等のマッチングサポート

- 「地域型復興住宅推進協議会」が、被災者に対し地域の優良な工務店や住宅生産者グループの情報提供をするとともに、工務店に対し人材紹介や資材調達の支援を行い、円滑な工事を支援

第2期復興・創生期間における取組

- 引き続き、災害復興住宅融資等を実施し、被災者の住宅の自力再建を支援する。

2-3. 防災集団移転促進事業、土地区画整理事業

○防災集団移転促進事業及び土地区画整理事業については、工事の進捗状況や住民意向の変化など、地区ごとの実情に応じたきめ細かな支援や機動的な計画の見直しにより、住まいの復興工程表に基づく着実な事業の実施を図り、令和2年12月末に、全ての地区で宅地の造成が完了した。

復興10年間の取組

○実情に応じた事業の着実な推進の支援

- ・住宅供給戸数が多いなど大規模な地区や事業期間が比較的長期となる地区について、第1期復興・創生期間内における早期の事業完了に向け、復興庁とも連携し、地区ごとの実情に応じた支援を実施。

○宅地引渡しの円滑化

- ・造成した宅地を引き渡す際の地盤に関する情報提供等を促進。

○防災集団移転促進事業の元地の利活用の円滑化

- ・防災集団移転促進事業により取得した土地の有効活用に資する譲渡の円滑化
- ・復興庁と連携し、移転元地を利用する事業のために土地交換を行った地権者に対して登録免許税を免税

○土地の有効活用の推進

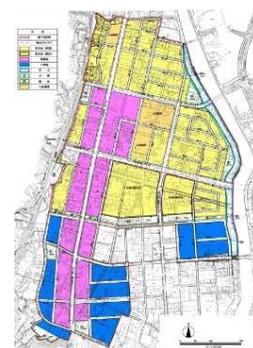
- ・地権者の意向の「見える化」(図面化して情報公開)、空き地バンクの立上げと運用、土地を利用したい人と提供したい人とのマッチング支援等、土地利用を促進する取組みを復興庁と連携して支援。

土地の有効活用の例 (宮城県気仙沼市鹿折・南気仙沼地区)

マッチング方式の導入による企業立地促進

換地を自己活用せず、売却や賃貸などによる土地活用を望む地権者と、地区内にて事業展開を希望する事業者との機会を提供する仕組み

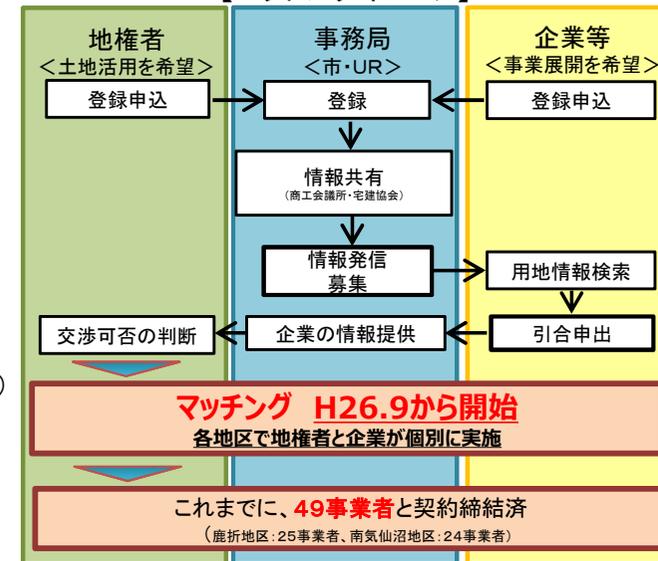
【土地利用計画】



(鹿折地区の例)

- 住宅系
- 商業系
- 工業(水産)系

【マッチングイメージ】



第2期復興・創生期間における取組

○地区の実情に応じたきめ細かな支援

- ・引き続き、復興庁と連携し、事業の着実な推進など、地区ごとの実情に応じたきめ細かな支援を実施。
- ・土地の有効活用に向けた対応策等の先進事例を各自治体と継続的に共有。

(参考) 住まいの復興工程表について(令和2年9月末現在)

1. 災害公営住宅の整備に係る進捗状況

- ・岩手県では、令和2年度末までに5,833戸が供給され、整備完了。
- ・宮城県では、平成30年度末までに15,823戸が供給され、整備完了。
- ・福島県では、令和3年度末までに概ね整備完了の見込み。

(工事終了時期・累計)

(単位・戸)

		平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	計 画 (調整中)	
岩手県 (進捗率)		4,594 (79%)	5,284 (91%)	5,672 (97%)	5,734 (98%)	5,833 (100%)	5,833 (100%)	5,833	-
宮城県 (進捗率)		13,784 (87%)	15,415 (97%)	15,823 (100%)	15,823 (100%)	15,823 (100%)	15,823 (100%)	15,823	-
福島県	津波・地震 (進捗率)	2,758 (98%)	2,807 (100%)	2,807 (100%)	2,807 (100%)	2,807 (100%)	2,807 (100%)	2,807	-
	原発避難者 (進捗率)	3,400 (71%)	4,707 (99%)	4,767 (100%)	4,767 (100%)	4,767 (100%)	4,767 (100%)	4,890	(123)
	帰還者	69	283	293	397	423	455	455	-
計 (進捗率)		〔 24,605 24,536 (84%) 〕	〔 28,496 28,213 (96%) 〕	〔 29,362 29,069 (99.4%) 〕	〔 29,528 29,131 (99.7%) 〕	〔 29,653 29,230 (100%) 〕	〔 29,685 29,230 (100%) 〕	〔 29,808 29,230 〕	(123)

※ 「調整中」は、第1期復興・創生期間における計画戸数のうち意向確認を行っているものなどであり、各年度末の進捗率については、「調整中」を除いた進捗を示している。

※ 福島県の帰還者向け災害公営住宅については、全体計画が未定であるため進捗率は示していない。3県合計の[]書きで、帰還者向け災害公営住宅の戸数を含まない合計戸数、合計進捗率を示している。

2. 民間住宅等用地の整備に係る進捗状況

- ・岩手県では、令和2年度末までに7,472戸が供給され、整備完了。
- ・宮城県では、令和元年度末までに8,901戸が供給され、整備完了。
- ・福島県では、令和元年度末までに1,854戸が供給され、整備完了。

※民間住宅等用地：地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地

(宅地造成完了時期・累計)

(単位・戸)

	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	計画
岩手県 (進捗率)	2,385 (32%)	4,164 (56%)	6,064 (81%)	7,138 (96%)	7,418 (99.3%)	7,472 (100%)	7,472
宮城県 (進捗率)	5,064 (57%)	7,273 (82%)	8,308 (93%)	8,823 (99.1%)	8,901 (100%)	8,901 (100%)	8,901
福島県 (進捗率)	730 (39%)	1,294 (70%)	1,817 (98%)	1,838 (99.1%)	1,854 (100%)	1,854 (100%)	1,854
計 (進捗率)	8,179 (45%)	12,731 (70%)	16,189 (89%)	17,799 (98%)	18,173 (99.7%)	18,227 (100%)	18,227

2-4. 福島復興再生拠点整備事業

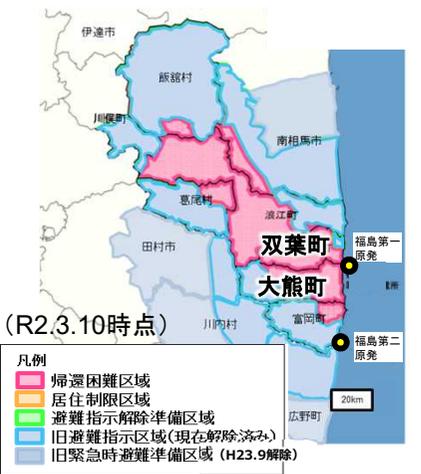
○ 福島再生加速化交付金(帰還環境整備交付金)により、避難指示の解除又は解除の見通しが立っている区域において、復興・再生の拠点となる市街地(一団地の復興再生拠点市街地形成施設:都市計画に定める都市施設)の整備を支援。

<支援メニュー> ・計画策定費 ・公共施設等整備費:地区公共施設、高質空間形成施設、拠点支援施設、モニタリングポスト ・用地取得造成費

現状

令和3年2月現在、福島県大熊町(大川原地区、下野上地区)、双葉町(双葉駅西側地区、中野地区)の計4地区で事業を実施。

<広域図(避難指示状況)>



<大川原地区 復興拠点>

旧避難指示区域 (H31年4月10日解除)

事業期間:平成28年度~令和2年度
事業面積:約18.3ha

H29.3 事業認可
H29.8 工事着手
H31.4 町新庁舎開庁



大熊町

大熊町は、町内の居住制限区域内にある比較的線量の低い大川原地区に、新たな復興拠点を整備。

下野上地区では、将来の避難指示解除を見据えた居住環境、産業活動、福祉環境の整備。

<下野上地区 復興拠点>

帰還困難区域内 (一部避難指示解除)

事業期間:令和2年度~令和6年度
事業面積:約41.8ha

R2.7 事業認可



双葉町

双葉町は、避難指示解除準備区域、かつ、津波リスクが低い中野地区を「復興産業拠点」として、また、帰還困難区域※に指定されている双葉駅西側地区を帰還住民・就業者等のための「新たな生活の場」として位置付け。

両拠点が連携しながら町の復興を先導。

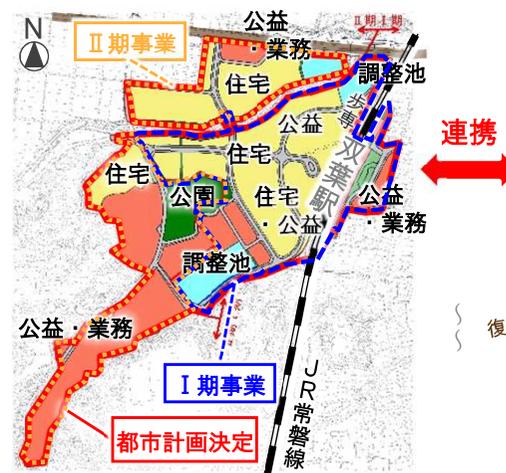
※帰還困難区域内でも除染をはじめとした帰還環境整備が可能となる「特定復興再生拠点区域」を設定。

<双葉駅西側地区 復興拠点>

帰還困難区域内 (一部避難指示解除)

事業期間:平成30年度~令和8年度
事業面積:約23.9ha
(I期12.3ha、II期11.6ha)

H30.7 事業認可 (I期)
R1.8 工事着手
R2.11 事業認可 (II期)



<中野地区 復興拠点>

旧避難指示区域 (R2年3月4日解除)

事業期間:平成29年度~令和3年度
事業面積:約49.6ha

H29.7 事業認可
H30.1 工事着手



第2期復興・創生期間における取組

○ 今後事業化される地区も含め、引き続き事業の着実な推進に取り組む。

2-5. 市街地再開発事業等

○被災地の限られた土地の有効利用を図りつつ、被災商店の再建や被災者の受け皿となる公的住宅等の一体的整備を推進するため、市街地再開発事業等を実施。事業実施主体へ除却費や共同施設整備費等を補助。

○令和3年1月末現在、7地区において事業を実施中、17地区において事業完了となっている。

復興10年間の取組

○震災により被害を受けた地区の恒久的な住まい、にぎわいのある中心市街地を再生させるため、市街地再開発事業等を推進。

■復興における市街地再開発事業等の動向（令和3年1月末時点）

市街地再開発事業等実施地区数：24地区 ※復興交付金の支援を受けている地区

都道府県名	市町村名	地区数	進捗段階
宮城県	石巻市	12地区	計画中・・・5地区 建築工事着工済み・・・1地区 完了・・・6地区
	塩竈市	1地区	建築工事着工済み
	名取市	1地区	完了
	気仙沼市	6地区	すべて完了
	仙台市	1地区	完了
福島県	須賀川市	2地区	すべて完了
	いわき市	1地区	完了

■市街地再開発事業等地区事例（宮城県名取市）

【名取駅前地区】

- ・施行面積：約0.73ha
- ・施行期間：平成26～31年度
- ・施行者：組合
- ・整備概要：商業、生活利便施設、公益施設、駐車場、住居



○被災した図書館・公民館に加え、住居・生活利便施設などを複合して集約・再建。

第2期復興・創生期間における取組

○事業を実施中の地区において、引き続き再開発事業等を着実に推進する。

2-6. 国営追悼・祈念施設

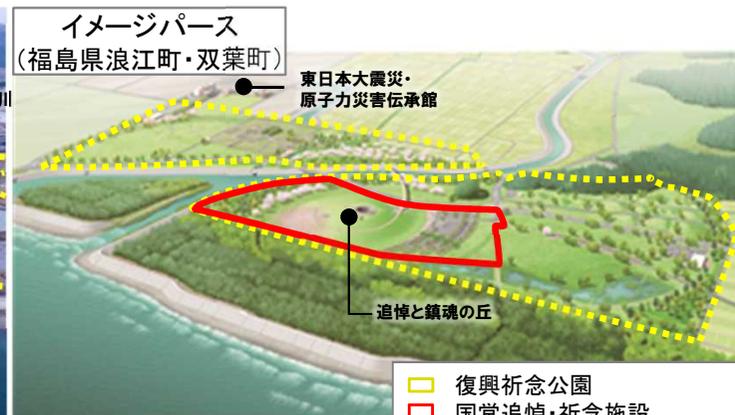
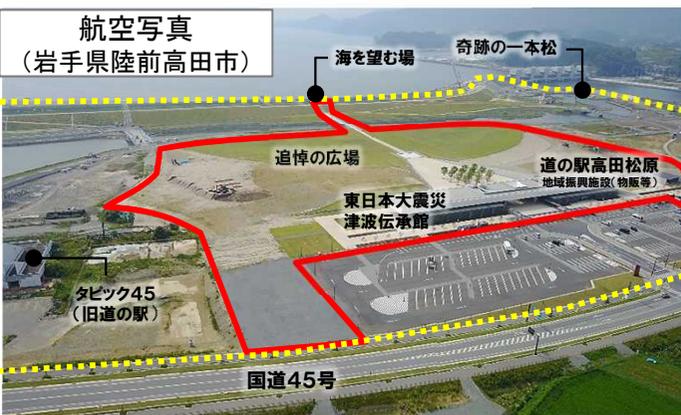
○東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携のもと、岩手県、宮城県及び福島県において地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国営追悼・祈念施設として中核的施設となる丘や広場等を整備。

復興10年間の取組

- 平成26年10月 岩手県及び宮城県の国営追悼・祈念施設(仮称)の設置について閣議決定。
- 平成29年3月 岩手県陸前高田市及び宮城県石巻市において起工式を実施。
- 平成29年9月 福島県の国営追悼・祈念施設(仮称)の設置について閣議決定。
- 令和元年9月 岩手県の国営追悼・祈念施設について一部利用を開始。
- 令和3年1月 福島県の国営追悼・祈念施設について一部利用を開始。
- 令和3年3月 岩手県・宮城県の国営追悼・祈念施設について整備完了予定。



高田松原津波復興祈念公園 国営追悼・祈念施設
道の駅高田松原 東日本大震災津波伝承館
オープン式典(令和元年9月)



第2期復興・創生期間における取組

- 福島県の国営追悼・祈念施設について、令和7年度内の完成を目指し整備を進める。
- 岩手県・宮城県の国営追悼・祈念施設について、維持管理を実施する。

2-7. 用地取得の迅速化、施工確保対策

- 基幹インフラの整備、住宅再建・復興まちづくりの推進に当たり、用地取得が復興の隘路となっていたことから、復興事業において、用地取得を飛躍的に短縮する収用手続等の加速化措置を講じてきた。
- 累次にわたり打ち出してきた施工確保対策が奏功し、入札不調は総じて落ち着いてきている。
- 今後も引き続き各地の現場の状況をきめ細かく注視するとともに、必要な対策を機動的に講じていく。

復興10年間の取組

○収用手続の迅速化

平成26年度に講じた用地取得を短縮する収用手続等の加速化措置により、事業認定手続・収用裁決手続期間が短縮。

○予定価格の適切な設定

実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の9年連続の上昇、実態調査に基づく負担増の状況を反映した適切な積算（復興係数による間接工事費の補正等）の実施。

○資材等の確保

公共プラントによる供給等による生コン供給体制の強化
（直轄整備：宮古、釜石 県整備：石巻、気仙沼）

※釜石地区はH29.4月、宮古地区はH29.12月、気仙沼地区はH31.3月、石巻地区はR02.3月に必要な供給が終了したため、製造を終了。

○公共建築工事の施工確保

「災害公営住宅 工事确实実施プログラム」の活用（標準建設費の見直し、共通仮設費の適正化等）、
「営繕積算方式」の普及・促進、「公共建築相談窓口」における個別事案への丁寧な対応

○i-Constructionの積極的な活用

「ICT土工活用証明書」を発行し、次回入札時に総合評価で加点する取組を行うなど、「i-Construction」を復興事業においても積極的に活用。

対象工種	全ての土木工事
対象地域	岩手県、宮城県、福島県
補正係数	共通仮設費：1.5 現場管理費：1.2

東日本大震災の被災地における間接工事費の補正（復興係数）

第2期復興・創生期間における取組

- これまでに発出した収用手続に関する通知等の内容が適切に活用されているかフォローアップを実施するとともに、被災地において、今後生じる用地取得に当たっての課題について、地方公共団体等と連携しつつ迅速に対応。
- 施工確保対策については、引き続き各地の現場の状況をきめ細かく注視し、地域の実情に応じて、受発注者間の連携・意思疎通を促すなど、必要な対策を機動的に講じる。

- 震災翌日より、航空機による空中写真撮影を実施。また、地方公共団体等が災害復興で使用するための地図(災害復興計画基図)の整備や、地盤が沈下した沿岸部で航空レーザによる高精度な標高データを整備。
- 大規模な造成等が行われた地域を中心に、空中写真、地図情報、標高データを更新。
- 災害の様相、被害の状況などが刻まれた石碑等の情報を収集し、自然災害伝承碑として地図に掲載し発信。

復興10年間の取組

■空中写真・地図情報・標高データの整備

空中写真	平成23年撮影	平成30年撮影	震災直後に7,208km ² を撮影 復興の進捗に伴い5,339km ² を更新(令和2年度時点)
	平成25年作成	令和元年作成	震災直後に5,320km ² を整備 復興の進捗に伴い3,626km ² を更新(令和2年度時点)
地図情報	平成23年計測	令和2年計測	震災直後に12,442km ² を整備 令和2年に2,281km ² を更新

■自然災害伝承碑を通じた災害教訓の周知・普及



自然災害伝承碑

- 震災に関する石碑などをウェブ地図(地理院地図)に掲載し、碑に記された過去の教訓等の情報を地域の方々にわかりやすく伝えるとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指す
- 東日本大震災関連の登録件数は37件(令和3年2月時点)

ウェブ地図(地理院地図)



二時期を並べて地域の変化を視覚的に表示

- 自然災害伝承碑や災害状況把握等に資する地図・空中写真等を集約し、検索・閲覧・入手を可能とする地理空間情報ライブラリーを整備・運用

■基準点測量成果の改定

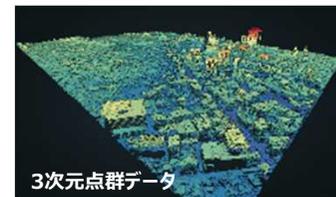
- 復旧工事等に不可欠な基準点47,148点の測量成果を改定(平成23,24年)
- 余効変動※の影響を受けた1,516点の測量成果を改定(平成29,30年)

※地震の後に地面がゆっくり動き続ける現象

復興に向かう国土の姿を詳細に記録し、国内外に発信・伝承

第2期復興・創生期間における取組

- 現況に即した地図情報、空中写真、標高データを引き続き整備するとともに、建物等の高さを含む3次元点群データの整備や、効率的に3次元データを取得するための能力を強化し、今後の災害発生に備える。
- ウェブ地図を通じて、復興に向かう国土の姿や、自然災害伝承碑をより伝わりやすい形で発信する。



3次元点群データ

2-9. 地域公共交通確保維持改善事業(被災地特例)

○復旧・復興の状況に応じた柔軟な対応により、被災地域のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を支援

復興10年間の取組

- ◆ 平成23年度より、東日本大震災の被災地域において、地域公共交通確保維持改善事業の特例措置を設け、**応急仮設住宅を經由する幹線バス交通や地域内バス交通等の運行支援**を実施。
- ◆ また、福島県の原子力災害被災地域において、避難指示が解除された地域における避難住民の帰還・定住の促進や地域内の生活交通の維持等のため、**災害公営住宅を經由する幹線バス交通や応急仮設住宅を經由する地域内バス交通等の運行支援**を実施。
- ◆ なお、復興の進展により、応急仮設住宅から災害公営住宅等への移行が進み、補助対象となる系統数や市町村数は減少。

幹線バス交通

東日本大震災被災地域における応急仮設住宅経由や、福島県の原子力災害被災地域における災害公営住宅経由の地域間輸送



地域内バス交通

応急仮設住宅と、病院、商店、公的機関等の間の日常生活の移動確保を目的とする有償の地域内輸送



○地域公共交通確保維持改善事業(被災地特例)の適用状況

◆幹線バス交通(被災地域地域間幹線系統確保維持事業)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
系統数	118	132	130	132	126	67	67	61	47	45
補助金額	412	717	1,030	944	949	483	456	491	421	370

◆地域内バス交通(特定被災地域公共交通調査事業)

年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
岩手県	市町村数	8	8	10	10	10	7	6	6	5	2
	補助金額	216	241	275	333	346	255	242	185	144	70
宮城県	市町村数	12	13	11	10	10	9	7	6	5	0
	補助金額	305	368	390	365	360	332	251	214	93	0
福島県	市町村数	11	9	11	12	12	11	9	7	5	2
	補助金額	102	197	225	277	318	276	194	167	87	13
合計	市町村数	31	30	32	32	32	27	22	19	15	4
	補助金額	623	806	890	975	1,024	862	687	565	323	83

※補助金額の単位は百万円

※R2年度は計画認定額(幹線バス交通)、交付決定額(地域内バス交通)

第2期復興・創生期間における取組

- 福島県の原子力災害被災地域においては、避難指示が解除された地域における避難住民の帰還・定住の促進や地域内の生活交通の維持等のため、引き続き**復興特別会計**により**幹線バス交通や地域内バス交通等の運行を支援**。
- 応急仮設住宅が解消され、災害公営住宅等に移られた方などの生活交通の確保については、**一般会計**による「**地域公共交通確保維持改善事業**」を活用して支援（被災地域の方々のお住まいの状況等を踏まえ、補助制度を柔軟に運用）。

2-10. 福島ロボットテストフィールド

- 「福島イノベーション・コースト構想」の中核的施設である福島ロボットテストフィールドは、インフラや災害現場を再現した、陸・海・空のフィールドロボットに必要な実証試験と性能評価を一カ所で行うことのできる世界に類を見ない拠点。令和2年3月全面開所。
- ドローンや空飛ぶクルマなどの研究開発拠点としての活用も期待され、国土交通省としても、本フィールドでの関係事業者による技術実証が積極的に行われるよう、制度の柔軟な運用に取り組んでいる。

<施設・設備の例>

緩衝ネット付飛行場



格納庫

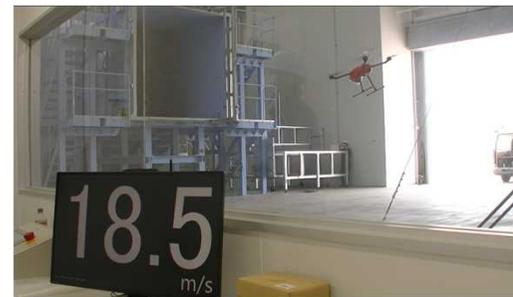
- 緩衝ネット付飛行場:80×150×H15m
- 操縦訓練、夜間飛行、地面のネットにより、墜落危険のある高度な試験も可

滑走路・ヘリポート



- 滑走路:L500m×W20m
- 落下試験や不時着試験、物件投下・散布等特殊な試験も可

<活用事例> ※写真は福島ロボットテストフィールドHPより



ドローンの耐風性能試験



空飛ぶクルマの飛行試験

第2期復興・創生期間における取組

- ロボットテストフィールドが最大限活用されるよう、航空局の職員を「(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構※」に派遣するなど、官民で連携を図りながら、ドローンや空飛ぶクルマの実現のための技術実証が円滑に行える環境整備を図る。

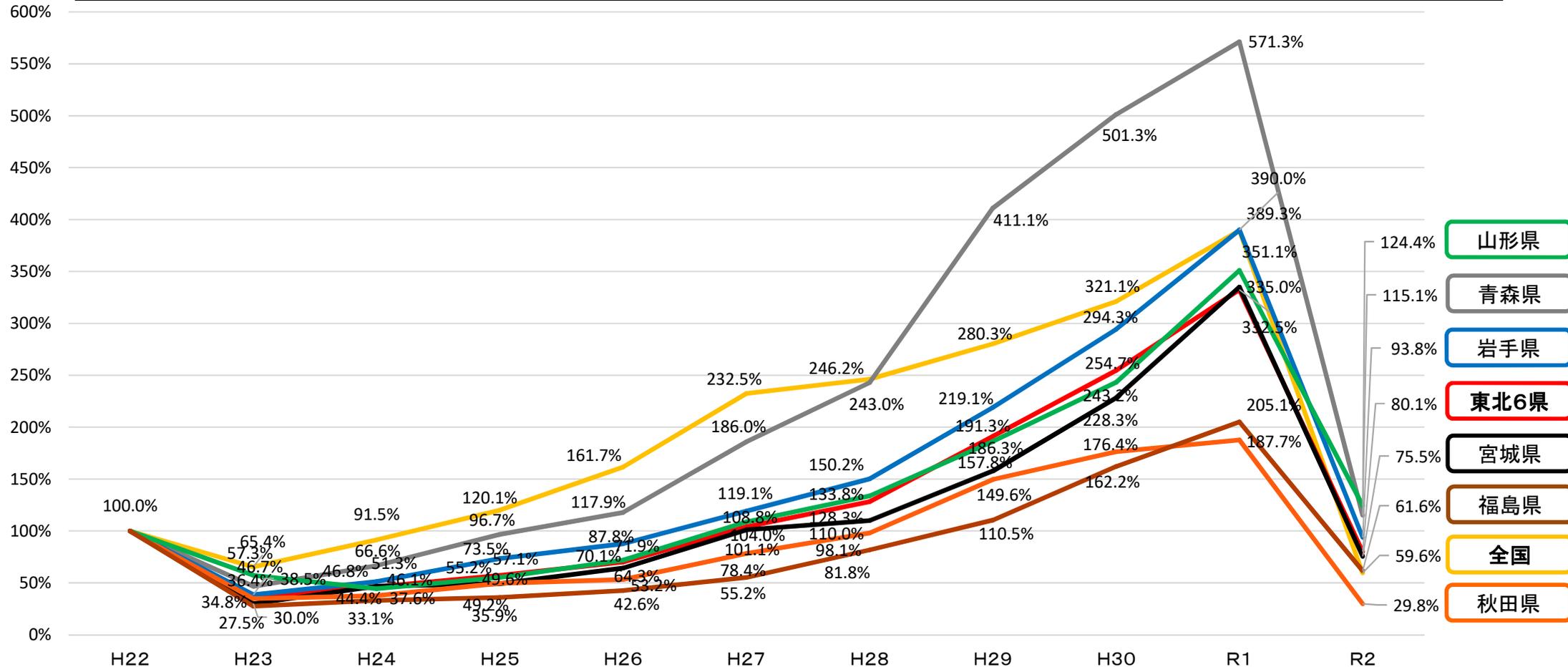
※「福島イノベーション・コースト構想」の推進組織

(参考) 東北地方における延べ外国人宿泊者数(H22年比)

H22年比で全国が59.6%、東北6県は80.1%。

(人泊)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R1/H30 年間比	R2/R1 年間比
全国	26,023,000	17,015,780	23,822,510	31,242,220	42,072,820	60,509,240	64,066,730	72,933,660	83,566,460	101,306,450	15,504,160	121.2%	15.3%
東北6県	505,400	183,910	232,930	288,760	354,240	525,650	648,430	966,860	1,287,470	1,680,210	404,920	130.5%	24.1%
岩手県・宮城県・福島県	330,100	103,990	146,220	171,030	212,920	308,700	372,080	530,710	751,050	1,038,510	252,460	138.3%	24.3%
青森県	59,100	27,600	39,390	57,130	69,670	109,900	143,590	242,980	296,240	337,620	68,030	114.0%	20.1%
岩手県	83,440	32,140	42,790	61,330	73,220	99,360	125,330	182,810	245,590	325,450	78,290	132.5%	24.1%
宮城県	159,490	47,860	74,590	78,400	102,550	161,250	175,480	251,610	364,110	534,250	120,490	146.7%	22.6%
秋田県	63,570	22,150	23,930	31,530	33,810	49,810	62,360	95,130	112,160	119,320	18,940	106.4%	15.9%
山形県	52,630	30,170	23,390	29,070	37,840	57,240	70,400	98,040	128,020	184,760	65,490	144.3%	35.4%
福島県	87,170	23,990	28,840	31,300	37,150	48,090	71,270	96,290	141,350	178,810	53,680	126.5%	30.0%



注)・従業員数10人以上の宿泊施設を対象 ・R2は速報値

出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」

(参考) 東北観光復興対策交付金

「東北6県の外国人宿泊者数を2020年に150万人泊にする」という政策目標の実現に向け、東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させるため、東北地方の地方公共団体が実施する訪日外国人旅行者を呼び込むための取組を支援。

事業概要

・ **交付対象事業**：東北地方の地方公共団体が策定する「観光復興対策実施計画」に基づき実施する、訪日外国人旅行者を呼び込むための以下の取組

- ① 観光復興促進調査事業
- ② 地域取組体制構築事業
- ③ プロモーション強化事業
- ④ 受入環境整備事業
- ⑤ 滞在コンテンツ充実・強化事業
- ⑥ 国際会議等誘致・推進事業

※原則として、複数の地方公共団体が連携して広域的に事業を行うものを支援

・ **交付対象事業者**：東北地方の地方公共団体 ・ **交付率**：事業費の8/10以内

重点的に支援する事業

・ **インバウンド誘客に直接資する取組として、滞在コンテンツ充実・強化事業、受入環境整備事業、プロモーション強化事業に対して重点支援。**

滞在コンテンツ充実・強化事業

滞在プログラム開発等、地域資源を掘り起こし、観光への活用により旅行者の滞在促進に資する取組

(例) 「武士道」というテーマに沿った観光資源を巡るツアー等、地域の強みを生かした旅行商品を造成



受入環境整備事業

地域資源等の多言語化、Wi-Fi環境の整備、二次交通の整備等、旅行環境の整備や円滑化等に関する取組

(例) 外国人の需要に対応したWi-Fi整備や多言語観光案内看板の設置



プロモーション強化事業

旅行会社・メディア・インフルエンサーの招請、動画作成、イベントの開催・旅行博出展等、地域の情報発信の強化に関する取組

(例) 東北地方の観光資源を海外現地で発信。併せて、海外旅行会社の責任者に向けPR



観光庁・日本政府観光局(JNTO)では、「明日の日本を支える観光ビジョン-世界が訪れたくなる日本へ-」において示された、東北に特化した海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして、集中的な訪日プロモーションを、東北運輸局・東北観光推進機構・東北の地方自治体及び観光関係者と連携しつつ実施し、東北の魅力を強力に発信。

知名度向上

インフルエンサーの活用

影響力を持つ人物を起用した映像を東北で撮影し、東北観光の魅力を動画サイト、SNS、特設サイト等で情報発信。



<R1d実績>
○英国、台湾の著名人を東北に招請し、動画サイト、SNS、特設サイト等で情報発信。

韓国等における風評被害払拭事業

視察ツアーをはじめ、各種メディアを活用した情報配信や旅行会社等との共同プロモーションを実施。



<R1d実績>
○旅行会社及びブロッガーを秋田県、宮城県へ招請。宮城オルレ等のトレッキングを中心とした視察ツアーを実施。(招請期間:令和1年9月27日～30日)

商談会・旅行会社の招請

イベントや商談会の活用

訪日旅行の販売に力を入れている海外旅行会社等を東北に招請しツアー造成を促進。



<R1d実績>
○中国の旅行会社15社15名を青森県、秋田県へ招請。招請に合わせ、セミナー、商談会を青森県、秋田県と連携し開催。(招請期間:令和1年9月1日～6日)
○その他にも、豪州、米国、イタリア、スペイン等の旅行会社を招請。

送客促進

オンライン旅行会社等と連携した送客促進

オンライン旅行会社等と連携した東北旅行の情報発信や、販促キャンペーンの実施。



<R1d実績>
○オンライン旅行会社と連携した販促キャンペーン(令和1年9月～令和2年2月)を実施。

海外旅行会社等と連携した共同広告

訪日旅行の販売に力を入れている海外旅行会社等と連携し、東北旅行の共同広告を実施。



<R1d実績>
○マレーシア最大の旅行商戦期(9月)に合わせて共同広告を実施し、東北への誘客を促進。

全世界的に東北への誘客を強力に促進

(参考) 福島県における観光関連復興支援事業

福島県における観光復興を促進するため、同県が福島県観光関連復興事業実施計画に基づいて実施する①滞在コンテンツの充実・強化、②受入環境の整備、③プロモーションの強化、④観光復興促進のための調査を支援し、国内外から福島県への誘客を図る。

事業概要

- ・補助対象事業：福島県の観光復興を促進することを目的とする以下の取組
 - ①滞在コンテンツ充実・強化事業、②受入環境整備事業、③プロモーション強化事業、④観光復興促進調査事業
- ・交付対象事業者：福島県
- ・補助率：事業費の8 / 10以内

滞在コンテンツの充実・強化

(想定される取組例)

- ・ホープツーリズムの核となるコンテンツの開発
- ・学校の教職員を招請し、教育旅行のプログラムを改善
- ・海を活用したコンテンツの開発



震災体験の伝承、再生可能エネルギー施設の見学など福島県ならではのコンテンツを活かしたホープツーリズムのモデルコースを造成

受入環境の整備

(想定される取組例)

- ・地域の観光資源をわかりやすく紹介できる通訳案内士の育成
- ・外国人観光客向けに観光案内HPを多言語化



「相馬野馬追」といった地元の祭り等をわかりやすく紹介できる通訳案内士を育成し、外国人向けツアーの満足度を向上

プロモーションの強化

(想定される取組例)

- ・海外メディア招請による情報発信
- ・海外でのセミナー・商談会やPRの実施
- ・福島教育旅行の好事例集を作成し、魅力をPR



福島空港のチャーター便本数が増加傾向にあるベトナムにおいて、プロモーションイベントに出展し、福島の魅力PR

観光復興促進のための調査

(想定される取組例)

- ・新たな観光資源が生まれている浜通りをターゲットとした観光客のニーズ調査



以前の浜通りにはなかったイノベーションコースト構想関連施設や震災関連施設等のニーズを調査し新たな誘客を実施

(参考) 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況

(令和3年1月末時点)

項目 指標名	進捗率	項目 指標名	進捗率	項目 指標名	進捗率	項目 指標名	進捗率
■ 海岸対策※1 (本復旧・復興工事に着工した地区海岸、本復旧・復興工事が完了した地区海岸の割合)	78% 100% (完了) (着工)	■ 交通網(道路) (直轄区間) (本復旧が完了した道路開通延長の割合)	100% (完了)	■ 交通網(港湾) (本復旧工事が完了した復旧工程計画に定められた港湾施設の割合)	100% (完了)	■ 復興まちづくり (土地区画整理事業※3) (造成工事の着工数、宅地の引渡開始地区※4数、造成工事の完了数の割合) * 供給計画は「住まいの復興工程表」(R2.9末時点)による。	【地区ベース】 100% (完了) 【戸数ベース】 100% (完了)
■ 河川対策 (直轄区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(直轄管理区間)の割合) * 旧北上川(本復旧工事完了済)では、引き続き地震・津波対策を実施中。	100% (完了)	■ 交通網(道路) (県・市町村管理区間) (本復旧が完了した道路路線数の割合)	99%	■ 災害公営住宅 (災害公営住宅の用地確保が完了した戸数、建築工事に着手した戸数、建築工事が完了した戸数の割合) * 進捗率には、調整中及び帰還者向け災害公営住宅の計画を含んでいない。 * 供給計画は「住まいの復興工程表」(R2.9末時点)による。	100% (完了)	■ 復興まちづくり (津波復興拠点整備事業) (造成完了した地区数、工事に着手した地区数の割合)	100% (完了)
■ 河川対策 (県・市町村管理区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(県・市町村管理区間)の割合)	96%	■ 交通網(道路) (復興道路・復興支援道路) (復興道路・復興支援道路の着工率、復興道路・復興支援道路の整備率)	85% 100% (完了) (着工)	■ 復興まちづくり (防災集団移転促進事業) (造成工事の着工数、造成工事の完了数の割合) * 災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む * 供給計画は「住まいの復興工程表」(R2.9末時点)による。	【地区ベース】 100% (完了) 【戸数ベース】 100% (完了)	■ 復興まちづくり (造成宅地の滑動崩落防止) (対策工事が完了した地区数の割合)	100% (完了)
■ 下水道 (通常処理に移行した下水処理場※2の割合) (復興まちづくり計画に基づき下水道事業を計画し、処理場またはポンプ場の整備を含む地区数のうち、 ・下水道事業に着工している地区数 ・下水道事業が一部供用開始した地区数 ・下水道事業が完了した地区数)の割合	【復旧】 100% (完了) 【復興】 64% 92% 100% (完了) (一部供用開始) (着工)	■ 交通網(鉄道) (運転を再開した鉄道路線延長の割合)	100%	※1 「復旧」とは、災害復旧事業により行う復旧工事のこと。「復興」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工事のこと。 ※2 「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場である。 ※3 防災集団移転促進事業や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む。 ※4 宅地の一部を引渡した地区を計上。 ※ 対象地域は、原則として福島県の避難指示解除準備区域等を除く、東日本大震災により被災した地域である。 ※ 福島県の避難指示解除準備区域等の進捗状況については、今後、インフラ復旧の工程表の作成状況等に応じて、作成予定。 ※ 各指標の分母、分子の定義については、事業の進捗に応じ変更となる可能性がある。	* JR大船渡線・気仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む。 * 避難指示解除準備区域等を含む(JR常磐線浪江～富岡駅間(20.8km)を含む)		

出典：復興庁「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況」

(参考) 帰還困難区域の復興①

- 2017年の福島特措法の改正により、帰還困難区域の中で集中的に復興及び再生を推進する特定復興再生拠点の計画制度を創設。
- 6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯館、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定。
- 2022年春（双葉町、大熊町、葛尾村）、2023年春（富岡町、浪江町、飯館村）の避難指示解除を目指し、除染、インフラ整備等を推進。

認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（2017年9月15日認定）



- ・ 区域面積：約555ha ・ 居住人口目標：約2,000人
- ・ 避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、JR常磐線双葉駅周辺の一部区域を解除)

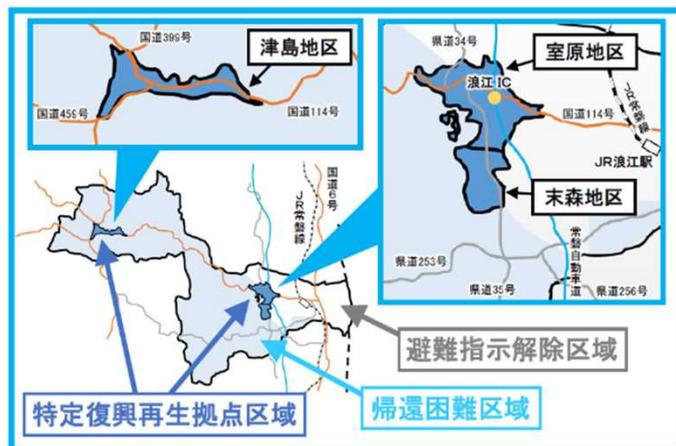
大熊町（2017年11月10日認定）



- ・ 区域面積：約860ha ・ 居住人口目標：約2,600人
- ・ 避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、JR常磐線大野駅周辺等の一部区域を解除)

(参考) 帰還困難区域の復興②

浪江町 (2017年12月22日認定)



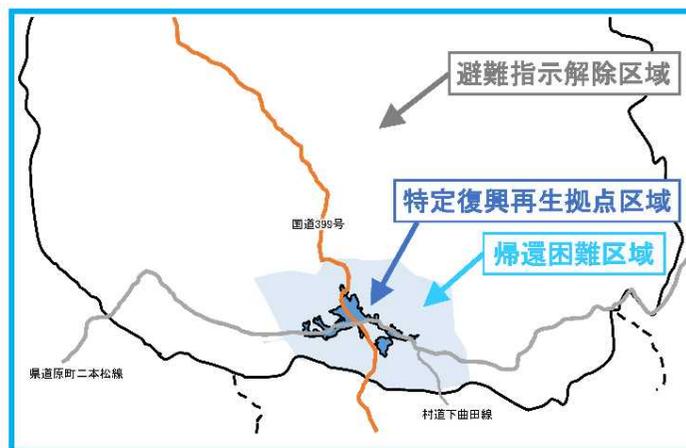
- ・ 区域面積：約661ha ・ 居住人口目標：約1,500人
- ・ 避難指示解除の目標：2023年3月
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

富岡町 (2018年3月9日認定)



- ・ 区域面積：約390ha ・ 居住人口目標：約1,600人
- ・ 避難指示解除の目標：
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域を解除)

飯館村 (2018年4月20日認定)



- ・ 区域面積：約186ha ・ 居住人口目標：約180人
- ・ 避難指示解除の目標：2023年春
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

葛尾村 (2018年5月11日認定)



- ・ 区域面積：約95ha ・ 居住人口目標：約80人
- ・ 避難指示解除の目標：2022年春